

佐賀県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年四月十七日から平成二十一年五月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鷹島肥前線	官公有無番地先（長崎県松浦市鷹島町 神崎免字真立一六〇六番一地主先）から 佐賀県唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五 九九番八地主先まで	平成二一・四・一八 一四時